

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	限度額適用認定証の再交付	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行規則	
根 拠 条 項	第27条の14の2第6項において準用する第26条の3第5項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第6項 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。</p> <p>国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項 世帯主は、減額認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>[添付書類] 減額認定証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その減額認定証を添えなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)